

監査報告書

令和3年5月11日

学校法人 新潟工科大学
理事会
評議員会

御中

学校法人 新潟工科大学

監事 酒井好道 印

監事 五箇野絃一 印

私たちは、学校法人新潟工科大学の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同法人の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人新潟工科大学の令和3年3月31日現在の財産目録及び計算書類を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上